

# 国民健康保険特別会計状況調書

## 1. 被保険者の一部負担割合

- (1) 義務教育就学前 ..... 医療費の2割
- (2) 義務教育就学後から70歳未満 ..... 医療費の3割
- (3) 70歳以上75歳未満 ..... 医療費の2割又は3割  
(ただし、平成26年3月31日以前に70歳に達した被保険者は1割又は3割)

※医療費とは保険診療の費用であり、入院時の食事に要する費用等を除く。

## 2. 国民健康保険税課税額

年度		平成28年度 当初予算	平成27年度 当初予算	平成26年度 決算
区分				
医療給付費分	所得割	8.9%	8.3%	8.3%
	均等割	26,000円	26,000円	26,000円
	平等割	25,000円	25,000円	25,000円
	課税限度額	520,000円	510,000円	510,000円
	1世帯当たり税額	93,552円	95,253円	95,549円
	1人当たり税額	59,429円	60,452円	60,172円
介護納付金分	所得割	2.5%	2.5%	2.5%
	均等割	8,700円	5,200円	5,200円
	平等割	5,900円	5,800円	5,800円
	課税限度額	160,000円	140,000円	120,000円
	1世帯当たり税額	22,674円	19,986円	16,700円
	1人当たり税額	19,018円	16,818円	16,617円
後期高齢者支援金納付金分	所得割	2.8%	1.8%	1.8%
	均等割	7,100円	3,800円	3,800円
	平等割	7,000円	4,000円	4,000円
	課税限度額	170,000円	160,000円	140,000円
	1世帯当たり税額	27,766円	18,006円	18,063円
	1人当たり税額	17,638円	11,427円	11,375円

## 3. 世帯数及び被保険者数 (年間平均)

年度		平成28年度 当初予算		平成27年度 当初予算		平成26年度 決算	
区分							
医療・後期支援課税対象			前年度比		前年度比		前年度比
	世帯数	世帯	%	世帯	%	世帯	%
		7,818	99.8	7,836	100.2	7,819	99.1
介護納付金課税対象	被保険者数	人	%	人	%	人	%
		12,307	99.7	12,347	99.4	12,416	97.9
医療・後期支援課税対象	世帯数	世帯	%	世帯	%	世帯	%
		3,173	98.0	3,239	83.5	3,879	114.2
	被保険者数	人	%	人	%	人	%
	3,783	98.3	3,849	98.7	3,898	94.9	

#### 4. 主な保険者負担額の推移

(単位：千円・%)

区分 年度	平成28年度 当初予算		平成27年度 当初予算		平成26年度 決算	
	保険者 負担額	対前年度比	保険者 負担額	対前年度比	保険者 負担額	対前年度比
療養給付費	3,915,837	95.3	4,107,336	102.2	4,020,407	100.5
療養費	28,213	102.7	27,465	89.8	30,592	100.4
高額療養費	613,299	95.9	639,783	104.5	612,338	101.2
老人保健拠出金	43	87.8	49	181.5	27	93.1
後期高齢者支援金	626,826	96.3	651,003	98.2	662,750	99.0
介護納付金	189,130	88.0	214,911	89.4	240,384	91.4
計	5,373,348	95.3	5,640,547	101.3	5,566,498	100.0

#### 5. 歳入歳出予算年度別内訳

(歳入)

(単位：千円)

科 目	平成28年度	平成27年度	平成26年度
	当初予算	当初予算	決算
国民健康保険税	999,339	930,106	948,971
医療給付費分	720,584	730,026	748,602
介護納付金分	72,276	65,304	62,998
後期高齢者支援金分	206,479	134,776	137,371
使用料及び手数料	10	10	0
国庫支出金	1,400,998	1,514,729	1,434,220
療養給付費等交付金	222,416	330,040	450,489
前期高齢者交付金	2,334,687	2,271,295	2,147,390
道支出金	336,046	345,097	293,812
共同事業交付金	1,409,213	1,392,128	777,341
財産収入	1	10	158
繰入金	485,044	635,745	477,614
繰越金	10,000	20,000	105,079
諸収入	3,646	4,440	7,953
合 計	7,201,400	7,443,600	6,643,027

(歳出)

(単位：千円)

科 目		平成 2 8 年度 当 初 予 算	平成 2 7 年度 当 初 予 算	平成 2 6 年度 決 算
総 務 費		119,681	119,473	113,729
保 険 給 付 費		4,590,606	4,809,791	4,690,246
一 般	療 養 給 付 費	3,722,490	3,852,982	3,729,471
	療 養 費	27,447	25,222	28,190
	高 額 療 養 費	573,716	589,064	557,215
	移 送 費	500	500	0
退 職	療 養 給 付 費	193,347	254,354	290,936
	療 養 費	766	2,243	2,402
	高 額 療 養 費	39,583	50,719	55,123
	移 送 費	500	500	3
そ の 他	審 査 支 払 手 数 料	9,927	10,196	9,510
	出 産 育 児 一 時 金	19,330	21,011	14,756
	葬 祭 費	3,000	3,000	2,640
老人保健拠出金		43	49	27
後期高齢者支援金		626,826	651,003	662,750
前期高齢者納付金		328	343	518
介 護 納 付 金		189,130	214,911	240,384
共 同 事 業 拠 出 金		1,487,439	1,441,177	697,848
保 健 事 業 費		98,246	97,443	83,857
積 立 金		1	10	158
公 債 費		1,500	1,500	0
諸 支 出 金		7,600	7,900	50,015
予 備 費		80,000	100,000	0
合 計		7,201,400	7,443,600	6,539,532
収 支 差 引		0	0	103,495

6. 1人当たりの費用額、1件当たりの費用額及び受診率の状況

区 分	平成26年度	平成25年度	平成24年度
費用額	4,253,970,242円	4,206,825,486円	4,244,919,810円
対前年度比	101.1%	99.1%	104.3%
1人当たり費用額	342,620円	331,795円	328,605円
対前年度比	103.3%	101.0%	106.0%
受診件数	129,100件	131,400件	132,382件
1件当たり費用額	32,951円	32,015円	32,066円
対前年度比	102.9%	99.8%	104.9%
受診率	1,039.79%	1,036.36%	1,024.79%

※費用額とは、入院、入院外、歯科の診療費をいう。

※受診率とは、受診件数÷年間平均被保険者数×100

(参考)

区 分		平成25年度	平成24年度
1人 当 た り 額	全 国	254,435円	249,142円
	全 道	284,507円	277,892円

## 7. 疾病予防等事業

(1) 目的 国民健康保険被保険者の健康の保持・増進と、疾病の早期発見、医療費の適正化を図ることを目的として実施する。

(2) 平成28年度の主な事業内容 (単位：千円)

事業項目	事業内容	予算額
エイズ予防パンフレットの配布	エイズについての正しい知識の普及を図るため、成人祭でエイズ予防に関するパンフレットを配布する。	37
市民プール利用料助成	健康の保持・増進と疾病の重症化予防を図るため、市民プールの利用料の一部を助成する。	365
水中運動教室受講料助成	国民健康保険被保険者の生活習慣病の予防、改善を図るため、水中運動教室の月額受講料の一部を助成する。	1,100
脳ドック助成	脳梗塞、くも膜下出血などの早期発見のため、脳ドックの自己負担額の一部を助成する。	5,426
短期人間ドック助成	39歳以下の国民健康保険被保険者に対し、短期人間ドック受診の自己負担額の一部を助成する。(40歳以上は特定健診経費に含む)	1,099
がん検診料等助成	国民健康保険被保険者に対し、がん検診等の自己負担額の全額を助成する。	5,357
インフルエンザ予防接種助成	国民健康保険被保険者(高齢者)に対し、インフルエンザ予防接種の自己負担額の全額を助成する。	9,207
医療費等通知	国民健康保険被保険者が受診した医療機関や医療費の総額などをお知らせする医療費通知や、ジェネリック医薬品利用差額通知を送付し、健康や医療費に対する認識を深める。	2,926
合計		25,517

## 8. 特定健康診査・特定保健指導事業

(1) 目的 「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、国民健康保険被保険者に対し、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した特定健康診査・特定保健指導を医療保険者として実施することが義務付けられている。

- ① 特定健康診査：40歳～75歳未満の被保険者を対象とし、メタボリックシンドロームに起因する生活習慣病の予防につなげる。
- ② 特定保健指導：特定健康診査の結果に基づき、腹囲、体重、検査値、年齢等により階層化し、対象に応じて積極的支援または動機づけ支援を実施する。

(2) 平成28年度予定値

- ・ 特定健康診査受診者数：2,855件(目標率40%)
- ・ 健診委託料：52,742千円
- ・ 特定保健指導実施数：125件(目標率44%)